



介護情報基盤の導入準備

介護情報基盤による介護情報の共有範囲（介護情報基盤運用開始後）

★：作成主体 ○：これまで主に情報共有され、今後も介護情報基盤で共有される主体

◎：今後、原則利用者の同意を前提に介護情報基盤で情報共有される主体

情報の種類	様式等	介護情報基盤で情報共有する関係者						
		利用者	市区町村	居宅介護支援事業所（※1）	介護事業所		医療機関	
					作成者		作成者	
要介護認定情報	①認定調査票		★	◎				
	②主治医意見書		○	◎	★ （※2）		★	
	③介護保険被保険者証（要介護度等を含む）	○	★	○	○		○	
	④要介護認定申請書	★	○					
請求・給付情報	①給付管理票	○	○	★				
	②居宅介護支援介護給付費明細書	（※3）	（※3）					
	③介護給付費請求書							
	④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書							
	⑤居宅サービス・地域密着型サービス給付費明細書	○	○		★			
	⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書	（※3）	（※3）					
	⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書							
	⑧施設サービス等介護給付費明細書							
LIFE情報	①LIFE情報（ADL等）	◎	◎	◎	★	◎	◎	
ケアプラン	（1）居宅サービス							
	①第1表 居宅サービス計画書(1)							
	②第2表 居宅サービス計画書(2)	○	◎	★	○		◎	
	③第3表 週間サービス計画表							
	④第6表 サービス利用票							
	⑤第7表 サービス利用票別表							
住宅改修費用等の情報	①介護保険住宅改修費用利用情報	◎	★	◎				
	②介護保険福祉用具購入費用利用情報							

※1 介護事業所等に所属し、利用者のケアプランを作成する介護支援専門員を含む。 ※2 主治医意見書を作成する介護老人保健施設及び介護医療院に限る。

※3 すでに必要な関係者には電子的に共有されているため介護情報基盤には格納しないが、活用方法については引き続き検討。

注）点線で区切られたマスは、左側が当該情報を作成した事業所等、右側がそれ以外の事業所等を示す。



3. 具体的な業務の変化

① 資格情報等の確認業務

これまで

給付に必要な証書の収集

- 負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報を利用者や家族に探してもらう

証書の更新確認

- 限度額認定証等、年に1度更新があるものについては、更新の度に利用者の自宅に届く証の内容を確認する必要がある



これから

給付に必要な証書の収集

- 負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報は**介護保険資格確認等WEBサービスで即座に確認が可能となる**
(介護保険資格確認WEBサービスは以下「介護WEBサービス」といふ)

証書の更新確認

- 更新された内容も**介護WEBサービスで容易に確認が可能となる**



14

3. 具体的な業務の変化

② 要介護認定事務

これまで

要介護認定の申請受付

- 要介護認定の(代行)申請を行う
- 認定調査を行う(更新の場合)

認定進捗の確認

- 認定結果を待ち、遅い場合は電話や窓口等で自治体に進捗確認の問い合わせを行う負担がある

認定結果の受領・確認

- 利用者の自宅に訪問し、書面で送られてくる要介護度を確認する

認定関連書類の取得

- ケアプラン作成に必要な認定関連書類(認定調査、主治医意見書等)を窓口・郵送で受け取り、書類を参考にケアプランの作成を行う



これから

要介護認定の申請受付

- 要介護認定の(代行)申請を行う
- 認定調査を行う(更新の場合)

認定進捗の確認

- 認定審査期間中の進捗確認は介護WEBサービス経由で**職員でも確認できる**
(利用者ご本人もマイナンバーカードで確認可能)

認定結果の受領・確認

- 要介護度が決定したら、介護WEBサービス経由で**更新された情報を、すぐ確認**できる

認定関連書類の取得

- ケアプラン作成に必要な認定関連書類(認定調査、主治医意見書等)は、介護WEBサービス経由で**ケアマネジャー等が確認**できる
(窓口・郵送での受取が不要となる)



15

3. 具体的な業務の変化

③ 住宅改修費・福祉用具購入費の利用状況

これまで

利用状況問い合わせ

- 電話等で利用状況を確認する必要がある



これから

利用状況問い合わせ

- 介護WEBサービス経由で、**事業所自ら確認**することが可能となり負担が減る



16

3. 具体的な業務の変化

④ 居宅サービス計画依頼届出の代行申請等

これまで

本人確認・届出提出

- 本人確認の上、居宅サービス計画作成届出を書面で自治体窓口にて代行提出



これから

本人確認・届出提出

- 介護WEBサービスでより手軽に**本人確認の上、代行提出が可能となる**



17



4. 準備ステップ

活用可能になるまでの流れ（事業所内の準備）

介護情報基盤の活用が可能になるまでの流れは以下の通りです。
STEP 2 については、必要に応じて導入支援事業者の活用が可能です。
詳しくは、[導入準備作業手引き](#)をご確認ください。

1

利用する端末の準備

事業所内に
インターネット接続可能な
端末があるかを確認



2

各種設定



- ✓ 端末に電子証明書をインストールする※
- ✓ マイナンバーカード読み取り機器
あるいはカードリーダーを用意する
- ✓ マイナンバーカード読み取り用アプリの
インストール・設定を行う
- ✓ 介護WEBサービスの設定・
（事業所認証等）
接続確認・ユーザー設定を行う

※介護保険証明書もしくは介護DX証明書が必要です。
オンライン請求システム（医療保険）の証明書とは異なります。

必要に応じて導入支援事業者の活用が可能



5. 今後のスケジュール

今後のスケジュール

介護情報基盤への移行までのスケジュール方針を以下に示します。今後、より詳細をお示しします。

介護事業所 みなし介護事業所	① 介護情報基盤を活用した情報共有を行うには、カードリーダー等の導入や介護保険資格確認等WEBサービスのアカウント設定などが必要となります。助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。
医療機関	② 介護情報基盤を活用した主治医意見書の連携を行うには、主治医意見書の電子的送信機能追加などが必要となります。助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。
市町村	① 介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応を令和9年1月1日までに完了します。 ② 介護保険事務システムの標準化対応の終了後、介護情報基盤へのデータ送信を行います。 ③ 市町村のデータ送信が完了次第、介護情報基盤を活用した介護情報の共有が可能になります。

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		10年度
10月	4月	1月	4月	4月	

介護事業所 みなし介護事業所 がやること	① 助成金申請※1 介護事業所内のカードリーダー等の導入、介護保険資格確認等WEBサービスのアカウント設定など	令和8年度以降は未定			
医療機関がやること	② 助成金申請※1 主治医意見書の電子的送信機能追加など	令和8年度以降は未定			
市町村がやること	① 介護保険事務システムの標準化対応 ★標準化対応の適合基準日(令和9年1月1日)	★介護情報基盤稼働開始日(令和8年4月1日)	② 介護情報基盤へのデータ送信 ★本格運用開始日(令和10年4月1日)	③ 介護情報基盤経由での介護情報の共有※2	

※1 本年度の助成金申請受付は令和8年3月13日までを予定

※2 介護保険事務システムの標準化対応が完了し、介護情報基盤へのデータ送信が完了した市町村が対象

※長崎市の介護情報基盤の利用開始日 ⇒ **令和9年12月8日**を予定

介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

1. 助成対象経費

- ①カードリーダーの購入経費 ②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

2. 助成限度額等

1. 対象	2. 補助率	3. 助成限度額
200床以上の病院	1 / 2	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	3 / 4	助成限度額は39.8万円まで

申請・補助方法

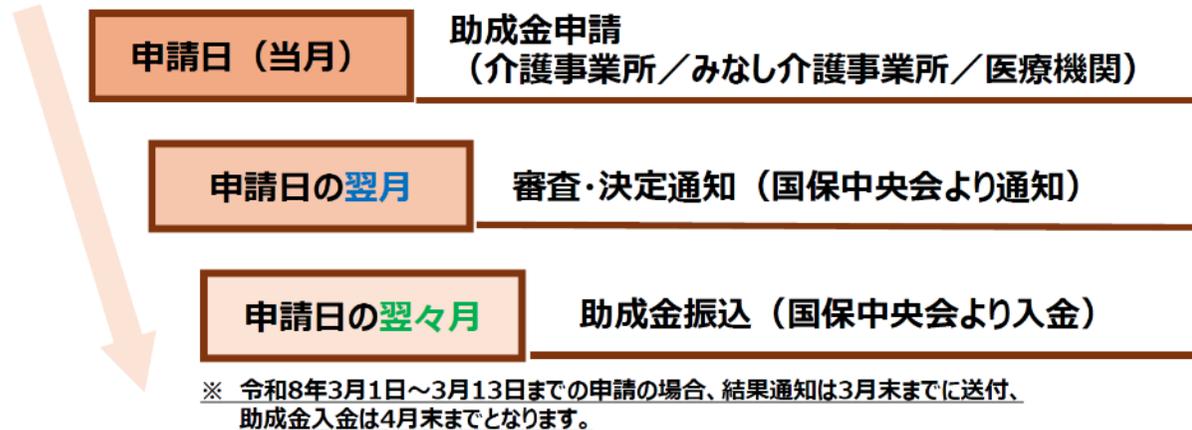
国民健康保険中央会のポータルサイト経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。

6. 今後発信する情報

助成金に関する情報発信

医療機関のみならず、介護情報基盤をより活用しやすくするため、**各種助成金を準備**しております。

- **令和7年度の助成金申請は令和7年10月17日～令和8年3月13日(予定)です。
令和8年度以降の助成金申請は未定となっています。**
- 申請いただいた内容・添付書類をもとに、国民健康保険中央会にて審査を行います。審査及び結果通知は助成金申請日の翌月、振込は助成金申請日の翌々月となります。
- **助成金内容に不備が認められた場合、書類の再提出等が必要となります。不備がないようご注意ください。**



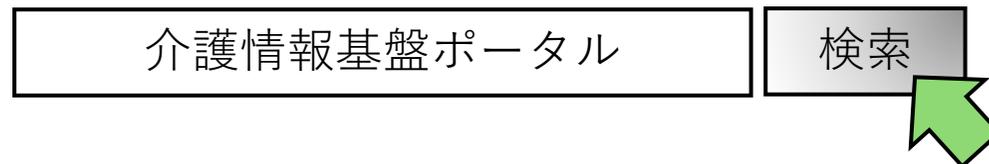
助成金申請については[助成金実施要項](#)および[助成金申請手引き](#)をご確認ください。



介護情報基盤の導入準備をお願いします！

- ☑ 介護情報基盤の利用には、**接続準備が必要**
- ☑ 介護情報基盤の利用は**無料**。ただし、**接続準備費用は導入事業者が負担**
- ☑ 接続準備費用のうち「①カードリーダー購入経費」「②端末設定などの技術的な導入支援を受ける場合に要する経費」は国による**助成金の支援あり**(申請先は国保中央会)
※令和7年度の助成金申請期限は**令和8年3月13日まで**(令和8年度は未定)
- ☑ 介護情報基盤の導入により介護職員の**負担軽減、業務の効率化**が期待
- ☑ 長崎市の介護情報基盤の利用開始日 ⇒ **令和9年12月8日から**を予定

※介護情報基盤への接続準備は現時点から行っていただけます！



さあ！
今が始め時